

1 議案名

徳島県教育委員会文書規程の一部を改正する訓令について

2 提案理由

徳島県立城ノ内中等教育学校の設置等に伴い、所要の改正を行う必要がある。

教育政策課



条 例 等 立 案 表

<p>題 名 徳島県教育委員会文書規程の一部を改正する訓令</p>	<p>課(室)名 教育政策課</p>
	<p>担当者名 八幡 珉 希子</p>
	<p>電話番号 三二〇八</p>
<p>改正理由 徳島県立城ノ内中等教育学校の設置等に伴い、所要の改正を行う必要がある。</p>	
<p>あつち 一 徳島県立城ノ内中等教育学校の文書の記号を定めることとした。 二 徳島県立城ノ内中学校の文書の記号を削除することとした。 三 その他所要の整理を行うこととした。 四 この訓令は、令和元年十一月一日から施行することとした。ただし、二については、令和二年四月一日から施行することとした。</p>	
<p>予算上の措置</p>	<p>考 備</p>
<p>関係法規</p>	
<p>法令審査会 <input checked="" type="checkbox"/> 要 ・ 否</p>	

## 徳島県教育委員会文書規程の一部を改正する訓令について

教育政策課

### 1 改正の理由

徳島県立城ノ内中等教育学校の設置等に伴い、所要の改正を行う必要がある。

### 2 改正の概要

- (1) 徳島県立城ノ内中等教育学校の文書の記号を新設
- (2) 徳島県立城ノ内中学校の文書の記号を削除
- (3) 徳島県オンラインストレージサービスの担当課名を変更  
(現行) 情報戦略課 → (改正後) スマート県庁推進課

### 3 施行期日

令和元年11月1日。ただし、2(2)については令和2年4月1日。

庁 中 一 般  
各 教 育 機 関

徳島県教育委員会文書規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和元年 月 日

徳島県教育委員会

教育長 美 馬 持 仁

徳島県教育委員会文書規程の一部を改正する訓令

徳島県教育委員会文書規程（平成十三年徳島県教育委員会訓令第三号）の一部を次のように改正する。

第二十二條第三項第三号中「情報戦略課長」を「スマート県庁推進課長」に改める。

別表徳島県立城ノ内中学校の項を削り、同表徳島県立池田高等学校の項の次に次のように加える。

― 徳島県立城ノ内中等教育学校

― 城 中 学 ―

附 則

この訓令は、令和元年十一月一日から施行する。ただし、別表の改正規定（徳島県立城ノ内中学校の項を削る部分に限る。）は、令和二年四月一日から施行する。

(改正案)	(現行)																																
<p>(文書の發送)</p> <p>第二十二條 文書の發送は、主務課において行うものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 公印を押印しない文書の發送については、教育政策課長が別に定めるところにより、次に掲げるいずれかの方法によることができる。</p> <p>1・1 (略)</p> <p>1・2 徳島県オンラインストレージサービス(経営戦略部スマート県庁推進課長が運用する電磁的記録の送受信のためのシステムをいう。以下同じ。)による送信</p> <p>別表(第4条関係) 教育機関の文書の記号</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">教育機関の名称</th> <th style="text-align: center;">記号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td><del>(削除)</del></td> <td><del>(削除)</del></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>徳島県立池田高等学校</td> <td>池田高</td> </tr> <tr> <td>徳島県立城ノ内中等教育学校</td> <td>城中等</td> </tr> <tr> <td>徳島県立徳島視覚支援学校</td> <td>徳視支</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	教育機関の名称	記号	(略)	(略)	<del>(削除)</del>	<del>(削除)</del>	(略)	(略)	徳島県立池田高等学校	池田高	徳島県立城ノ内中等教育学校	城中等	徳島県立徳島視覚支援学校	徳視支	(略)	(略)	<p>(文書の發送)</p> <p>第二十二條 文書の發送は、主務課において行うものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 公印を押印しない文書の發送については、教育政策課長が別に定めるところにより、次に掲げるいずれかの方法によることができる。</p> <p>1・1 (略)</p> <p>1・2 徳島県オンラインストレージサービス(経営戦略部情報戦略課長が運用する電磁的記録の送受信のためのシステムをいう。以下同じ。)による送信</p> <p>別表(第4条関係) 教育機関の文書の記号</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">教育機関の名称</th> <th style="text-align: center;">記号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>徳島県立城ノ内中学校</td> <td>城ノ内中</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>徳島県立池田高等学校</td> <td>池田高</td> </tr> <tr> <td><u>(新設)</u></td> <td><u>(新設)</u></td> </tr> <tr> <td>徳島県立徳島視覚支援学校</td> <td>徳視支</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	教育機関の名称	記号	(略)	(略)	徳島県立城ノ内中学校	城ノ内中	(略)	(略)	徳島県立池田高等学校	池田高	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	徳島県立徳島視覚支援学校	徳視支	(略)	(略)
教育機関の名称	記号																																
(略)	(略)																																
<del>(削除)</del>	<del>(削除)</del>																																
(略)	(略)																																
徳島県立池田高等学校	池田高																																
徳島県立城ノ内中等教育学校	城中等																																
徳島県立徳島視覚支援学校	徳視支																																
(略)	(略)																																
教育機関の名称	記号																																
(略)	(略)																																
徳島県立城ノ内中学校	城ノ内中																																
(略)	(略)																																
徳島県立池田高等学校	池田高																																
<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>																																
徳島県立徳島視覚支援学校	徳視支																																
(略)	(略)																																